

指定構造計算適合性判定機関の委任にかかる事務処理要綱

平成27年 5月15日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成27年6月1日施行の建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号。以下「法」という。）第18条の2第1項の規定に基づき、北海道知事（以下「知事」という。）が行う指定構造計算適合性判定機関の委任に関して必要な事項を定めるものである。

(委任基準)

第2条 委任の基準は、別に定める指定構造計算適合性判定機関委任基準（以下「委任基準」という。）に適合するものとする。

(委任の申請等)

第3条 法第18条の2第1項に基づく知事の委任（以下「委任」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、知事に対し、申出又は申請をしなければならない。

2 前項の申出又は申請に係る手続きは、次のとおりとする。

(1) 北海道知事指定の構造計算適合性判定機関

ア 別に定める指定構造計算適合性判定機関指定基準により指定を受けようとする者が、委任を受けようとする場合には、指定申請の際、指定構造計算適合性判定機関の委任に関する申出書（別記第1号様式）を知事に提出するものとする。

イ 知事は、アに定める申出があった場合には、指定に関する審査とあわせて委任に関する審査を行うこととする。

(2) 国土交通大臣指定の構造計算適合性判定機関

国土交通大臣の構造計算適合性判定機関の指定を受けた者（法附則第3条第5項による国土交通大臣が指定した者とみなす者を含む）が、委任を受けようとする場合には、指定構造計算適合性判定機関委任申請書（別記第2号様式）に次に定める書類を添付し、知事へ申請するものとする。

ア 国土交通大臣の構造計算適合性判定機関の指定を受けたことを証する書面

（法附則第3条第5項による国土交通大臣が指定した者とみなすものにあっては、現に指定を受けている都道府県知事からの指定通知書の写し）

イ 委任を受けようとする構造計算適合性判定業務にかかる次の事項を記載した書類

（ア）業務区域

（イ）構造計算適合性判定の業務（判定対象建築物）

（ウ）業務を行う事務所の所在地

ウ その他委任基準に適合していることが確認できる書類

(委任の通知)

第4条 知事は前条の申出又は申請があった場合には委任基準に適合するかどうかの審査を行い、委任基準に適合すると認められるときは、委任を決定し、申請者に対し委任状（別記第3号様式）を交付するものとする。

(委任しない旨の通知)

第5条 知事は、前条の審査の結果、委任をしない場合には、委任しない旨の通知書（別記第4号様式）により申請者に対し通知するものとする。

(委任の更新)

第6条 第4条による委任を受けた者（以下「受任者」という。）が法第77条の35の7に定める指定の更新を受けた場合は、委任についても更新されたものとみなす。

2 前項の場合にあっては、知事は受任者に対し、指定の更新がされた期間にかかる委任状を交付するものとする。

(委任の解除)

第7条 知事は、委任を解除する場合には、受任者に対し、委任解除通知書（様式5）により通知するものとする。

2 受任者は、前項の規定による通知を受けたときは、委任期間が経過した後、遅滞なく委任状を返納するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

第1条 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

第2条 この要綱の施行の際現に法第18条の2第1項の規定による知事の指定を受けている機関（法附則第3条第5項による国土交通大臣が指定した者とみなす者を除く）が委任を受けようとする場合には、第3条第2項第1号の規定にかかわらず、指定構造計算適合性判定機関委任申請書（別記第2号様式）により、知事へ申請するものとする。